

## 公民館における政治報告会等の取扱いについて

## 1 現状

本市の公民館では、公民館設置管理条例及び昭和58年の社会教育委員会議答申に基づき、政治的中立性を確保するため、議員・政党等が公民館で政治報告会等を行うことを認めていない。

## 2 今後の方針

議員・政党等の公民館における政治報告会等の使用については、他都市において柔軟な運用がなされている事例もあることから、本市の対応を検討するにあたり、社会教育委員会議でご意見を伺いたい。

No.	使用内容	現在
1	国会議員や地方公共団体の議員が個人で政治報告会等を行う。	×
2	政党・党派・後援会等が政治報告会等を行う。	×
3	市民が主催した政治学習会等で、市民の依頼により議員が講師となる。	○

## 3 今後のスケジュール（予定）

平成30年2月15日の平成29年度第3回社会教育委員会議で説明・意見聴取を行う。  
平成30年度の社会教育委員会議で諮問、協議、答申を行う。

## 4 参考法令等

## (1) 社会教育法（抜粋）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の党派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

## (2) 千葉市公民館設置管理条例（抜粋）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認めるとき。

(3) 特定の政党、党派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認めるとき。

## 5 他政令指定都市の状況について（現状）

使用者 都市名	議員	政党 ・政派 ・後援会等	備 考
千 葉 市	×	×	
札 幌 市	○	○	他の使用不承認事由にあたらぬ限り利用可。
仙 台 市	△	○	特定ではなく、あらゆる政党等に、平等に貸し出すこととしているため。 施設の使用申し込みは原則団体での利用となっており、議員の利用は、当日空いている場合のみ可。
さいたま市	×	△	個人での利用（登録）は認めていない。 政党・政派・後援会等の場合、個別に判断する。
新 潟 市	○	○	広く一般市民を対象とし、特定の政党その他政治団体の利害に結びつく内容でなければ可。
京 都 市	○	○	管理上支障がない限り可。ただし、議員個人の使用申請は過去に例がない。
堺 市	○	○	広く一般市民を対象とすること、のぼり等の掲示を行わないこと、政党名を使用しないこと、政党の支持をしないことが条件。
神 戸 市	○	○	広く一般市民を対象とし、特定の政党その他政治団体の利害に結びつく内容でなければ可。
岡 山 市	○	○	広く一般市民を対象とし、特定の政党その他政治団体の利害に結びつく内容でなければ可。
広 島 市	○	○	広く一般市民を対象とし、特定の政党その他政治団体の利害に結びつく内容でなければ可。
福 岡 市	△	△	公民館の設置目的に合致しないため目的内利用としては不可。ただし、市民への報告の機会として他の目的内利用を妨げない場合は目的外利用として許可。
熊 本 市	○	○	広く一般市民を対象とし、特定の政党その他政治団体の利害に結びつく内容でなければ可。

社会教育法上の公民館未設置市

横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、北九州市